

大分県報

平成二十八年
号外（六一）
四月一日

（金曜日）

目次

規則

災害救助法施行細則の一部改正……………

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年大分県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の2の(二)中「二、六二一、〇〇〇円」を「二、六六〇、〇〇〇円」に改め、同表の一の(七)中「第八十五条第三項後段」を「第八十五条第三項又は第四項」に、「期限内（最高二年以内）」を「期限まで」に改め、同表の二の1の(三)中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表の三の(三)のイの表中「一八、三〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「二三、五〇〇円」を「二三、七〇〇円」に、「三四、六〇〇円」を「三四、九〇〇円」に、「四一、五〇〇円」を「四一、八〇〇円」に、「五二、六〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「三〇、二〇〇円」を「三〇、四〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「三九、五〇〇円」に、「五四、六〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「六三、八〇〇円」を「六四、三〇〇円」に、「八〇、三〇〇円」を「八〇、九〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、一〇〇円」に改め、同表の三の(三)のロの表中「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、「一四、六〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「一八、五〇〇円」を「一八、六〇〇円」に

平成二十八年四月一日

大分県報号外（規則）

に、「九、七〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、七〇〇円」に、「一七、九〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、四〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改め、同表の六の(二)中「五六七、〇〇〇円」を「五七六、〇〇〇円」に改め、同表の八の(一)中「半焼、半壊」を「半壊、半焼」に、「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に改め、「中学校生徒」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加え、「中学校生徒」を「中学部の生徒」に改め、同表の八の(三)の(2)のイ中「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表の八の(三)のロ中「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に改め、同表の八の(三)の(2)のハ中「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表の九の(三)中「二〇八、七〇〇円」を「二一〇、四〇〇円」に、「一六七、〇〇〇円」を「一六八、三〇〇円」に改め、同表の十一の(二)中「一三四、三〇〇円」を「一三四、八〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。